

民をだまし大地と海を汚した 東京電力と政府の責任を問う!!

井戸川裁判 (福島被ばく訴訟) 第28回 口頭弁論のご案内



元双葉町町長の井戸川克隆さんが原告となり、
住民を被ばくさせた責任を東京電力と国に対して問う訴訟です。
傍聴席から井戸川裁判を支えましょう!

この訴訟の社会的な関心と注目度を国・東電・裁判官にアピールしよう。

第28回
口頭弁論

2024年4月24日(水) 10時30分開廷

東京地方裁判所103号法廷 (傍聴は原則先着順です。入場者多数の場合
抽選ですので、10時までにお願いします。)

地裁前事前集会 9時30分からの小集会にも参加協力をお願いします

東京地方裁判所アクセス：地下鉄「霞が関駅」A1出口(丸ノ内線・日比谷線・千代田線) 徒歩1分
地下鉄「桜田門駅」5番出口(有楽町線) 徒歩6分

報告集会

報告：弁護団、井戸川克隆さん(原告)

会場：衆議院第2議員会館(多目的会議室)

入館証配布：11時15分～ 受付：11時30分 開始：12時30分～

●会議室への入場は準備の都合上、受付時間までロビー・喫茶室・食堂等でお待ちください。

今までの経過

2015. 5.20 東京地裁に提訴
2015. 8.21 第1回口頭弁論
2015.11. 6 支える会 結成総会
2015.11.19 第2回口頭弁論
2016. 2. 4 第3回口頭弁論
2016. 9. 7 第4回口頭弁論
2017. 1.18 第5回口頭弁論
2017. 3.22 第6回口頭弁論
2017. 7.12 第7回口頭弁論
2017.10. 4 第8回口頭弁論
2017.12.13 第9回口頭弁論
2018. 4.25 第10回口頭弁論
2018. 7.11 第11回口頭弁論
2018.10.10 第12回口頭弁論
2019. 1.23 第13回口頭弁論

2019. 4.24 第14回口頭弁論
2019. 7.10 第15回口頭弁論
2019.10.30 第16回口頭弁論
2020. 1.29 第17回口頭弁論
2021. 4.21 第18回口頭弁論
2021. 7.21 第19回口頭弁論
2021.11.10 第20回口頭弁論
2022. 3. 9 第21回口頭弁論
2022.7.13 第22回口頭弁論
2022.10.19 第23回口頭弁論
2023.2.8 第24回口頭弁論
2023.5.31 第25回口頭弁論
2023.9.27 第26回口頭弁論
2024. 1.17 第27回口頭弁論

次回 第28回口頭弁論(4月24日)

2024.7.17 次々回 第29回口頭弁論
井戸川裁判の詳細は「支える会」の
HPをクリックし、ご参照ください。



▶ 裁判資料

HPのアドレスは→ <http://idogawasupport.sub.jp/report.html>

裁判を起こした理由

私は、今回の原発事故により、計り知れない被害を受け、数えきれないほど多くのものを失いました。原発事故直後に大量の被ばくをしました。これにより、今日までの間、健康被害の恐怖や不安に脅え続けています。この恐怖は、一生涯にわたり続くものです。

また、原発事故により、強制的に故郷を追われ、長期間にわたり不慣れた土地で避難生活を強いられています。避難生活の過程で被った苦痛は、筆舌に尽くしがたいものです。しかも、避難生活は、故郷に戻るまでの間、半永久的に続きます。さらに、原発事故により、家督や故郷、仕事や財産、コミュニティや伝統文化、平穏な日常生活や自然環境、将来の夢や希望などが根こそぎ奪われました。

私は、故郷を愛し、井戸川家を大切にするとともに、双葉町町長として、すべての町民が夢と希望を持って生活できるように、自己犠牲を払ってきたつもりです。しかし、今回の原発事故により、すべてを失ってしまいました。

今回の原発事故は、国や東京電力の落ち度による人災です。それなのに、国や東京電力は、何の落ち度もない私たちからすべてを奪った責任を取ろうとはしません。私は、国と東京電力に対し、被害の完全な回復を求めて、今回の裁判を起こしました。

井戸川克隆

弁護団

井戸川氏の思いに添えて共に闘ってくださるのは、古川元晴弁護士とその実弟である古川史高弁護士が率いる東京グリーン法律事務所所属する弁護士の皆さんです。

古川元晴弁護士は、1967年に検事に任官。内閣法制局参事官、最高裁判所司法研修所上席教官、京都地検検事正などを歴任。2001～2011年に公証人、2011年から弁護士となり、一般市民の感覚を重視する法律家として活動をされています。2015年に『福島原発、裁かれないでいいのか』（朝日新書）を上梓。氏の唱える「危惧感説」は、故藤木英雄教授が40年前に書かれたものですが、我が国ではいまだに予見可能性にこだわる判断が多いと語られています。井戸川裁判はこの説を前面に出す闘いになります。

井戸川裁判（福島被ばく訴訟）を支える会では
会員を募っています
私たちと共にこの裁判を支えて下さい

- * 年会費 1000円 * 郵便振込口座：00110-6-361267
- * 口座名義：井戸川裁判（福島被ばく訴訟）を支える会
- * 通信欄 振込の名目を次のようにご記入ください。（*〇〇年度会費 *ご寄付〇〇〇円）
- * 郵便番号、住所、氏名、電話番号、メールアドレスをご記入ください。

会則や運営の
問い合わせ先は

井戸川裁判（福島被ばく訴訟）を支える会 連絡先：080-4865-3159（稲垣）
メール→ idogawasasaerukai@yahoo.co.jp HP→ <http://idogawasupport.sub.jp>